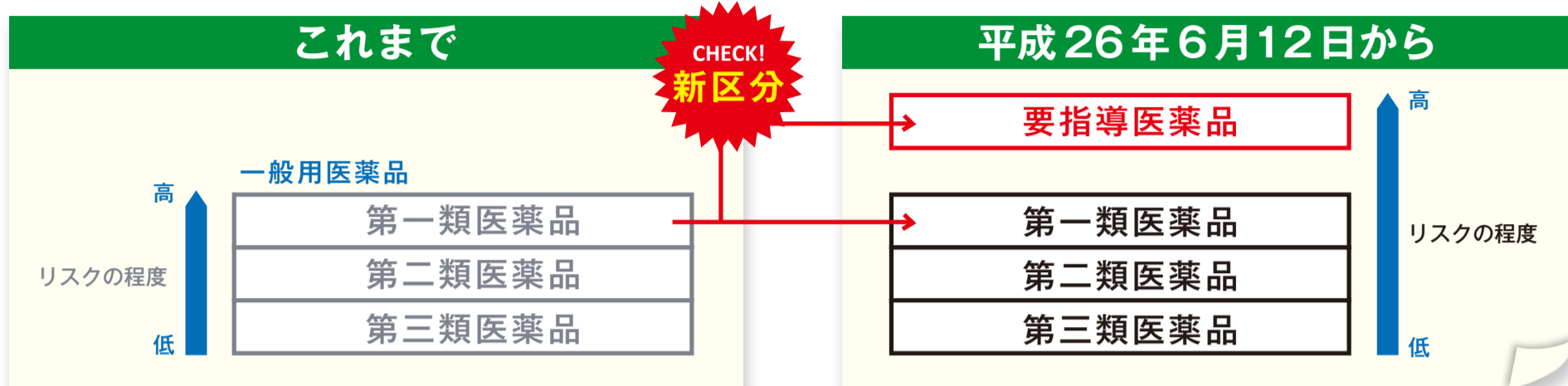


薬局・薬店で購入できる薬の 売り方(買い方)が変わりました。

特に安全な販売方法の確保が必要な薬の売り方(買い方)が変わりました。



第一類医薬品のうち、スイッチ*直後品目等・劇薬指定品目を「要指導医薬品」として新たに区分

*スイッチ…医療用医薬品でしか使用されていなかったものが一般用医薬品でも使用されるようになること

要指導医薬品販売時のルール

- 使用する方の年齢や性別、状態などの確認が必要
- 販売は使用者本人のみ
- 大量購入は不可(原則1人1個まで)
- 書面での情報提供、薬剤師による指導が必要
- 確認事項が確認できない場合や指導ができない場合は販売できない
- 薬局等にて販売記録の管理が必要
- 対面でのみ販売可(通信販売は不可)

医薬品を安全にご使用いただくため、 皆様のご協力をお願いいたします。

●薬剤師は、使用される方の体調や薬の使用状況などをお伺いしてから販売しています。
(使用に適するかどうかを確認するため)

●乱用などのおそれがある医薬品については、使用目的や他店での購入状況などをお伺いしたり、販売数量の制限などの対策を行っています。

●ご購入時に次のことを確認させていただきます。
どうぞご協力をお願いいたします。

- ▶使用する方の年齢・性別(女性の方は、妊娠や授乳状況)
- ▶他の薬などの使用状況
- ▶症状や、他の病気の有無 など

●ご説明のために、少しのお時間を頂戴いたします。

薬のことならなんでも、
薬剤師におたずねください。
当店以外で購入された
お薬もご相談に応じます。

一般用医薬品(第一類~第三類)は、インターネット等による販売(通信販売)が可能ですが、ご自身の体質や体調に応じた医薬品を選択・使用するため、実際の店舗にて、薬剤師にご相談いただき購入されることをお勧めいたします。

*記述は制度の一部(代表的なもの)を抜粋したものです。

